

制定	平成	8年	5月	22日
全部改正	平成	12年	4月	1日
改正	平成	12年	6月	5日
改正	平成	13年	4月	1日
改正	平成	15年	5月	21日
改正	平成	16年	8月	30日
改正	平成	19年	2月	16日
全部改正	平成	20年	2月	19日
一部改正	平成	21年	4月	1日
一部改正	平成	23年	4月	1日
一部改正	平成	24年	4月	1日
一部改正	平成	26年	4月	1日
一部改正	平成	27年	7月	1日
一部改正	平成	29年	8月	25日
一部改正	平成	30年	1月	4日
一部改正	平成	30年	8月	1日
一部改正	平成	31年	4月	1日
一部改正	令和	2年	4月	1日
一部改正	令和	3年	4月	1日
一部改正	令和	3年	10月	1日
一部改正	令和	4年	4月	1日
一部改正	令和	5年	7月	1日
一部改正	令和	7年	4月	1日
一部改正	令和	8年	4月	1日

## 京都市外郭団体等指導及び調整等要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指導及び調整等（第3条～第9条）
- 第3章 経営評価及び経営計画（第10条・第11条）
- 第4章 外郭団体総合調整会議の設置等（第12条～第13条）
- 第5章 情報公開等（第14条～第16条）
- 第6章 守秘義務（第17条～第18条）
- 第7章 補則（第19条～第20条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、外郭団体（京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する外郭団体をいう。以下同じ。）及び第2条第3項に規定する関連団体（以下「外郭団体等」という。）に対する指導及び調整等並びに条例第12条第1項の規定による外郭団体の経営の評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 「外郭団体」とは、条例第2条第2号及び条例施行規則第2条により、本市が出資金及び基本金その他これに準じるものの4分の1以上を出資している法人のうち、地方独立行政法人法

第2条第1項に規定する本市が設立した地方独立行政法人を除くほか、本市が継続的な財政的、人的援助を行っていないため、又は、他の地方公共団体等の関与の度合いが高いため、主体的に指導等を行う必要がない法人を除いたものをいう。

2 外郭団体は、次の各号に規定する区分に分類する。

(1) 第一種外郭団体

本市の資本金、基本金その他これらに準じるもの（以下「出資等」という。）の比率が100パーセントである法人

(2) 第二種外郭団体

本市の出資等の比率が50パーセント以上100パーセント未満である法人

(3) 第三種外郭団体

本市の出資等の比率が25パーセント以上50パーセント未満である法人

3 この要綱において「関連団体」とは、外郭団体及び地方独立行政法人以外の団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本市が出資等を行っている団体

(2) 本市が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に基づき、本市職員を派遣している団体

ただし、他の地方公共団体等の関与の度合いが高いなど、本市が主体的に指導等を行う必要がない法人（事業活動の範囲が全国に及ぶ団体、全国規模で設立されている団体、銀行等の金融機関及び広域的に事業を行う電力会社又はガス会社等）を除く。

## 第2章 指導及び調整等

(関与の原則)

第3条 外郭団体等に対する関与の原則は、次のとおりとする。

(1) 基本原則

経営の安定化を促進し、団体の自主性及び自立性の向上を図る。関与は必要最低限度のものとする。

(2) 一般原則

ア 個別性の原則

各団体の自主性や独立性を損なわない範囲で、各団体の設立目的に沿った運営が効果的・効率的になされるよう、本市の出資比率等の程度に応じた指導及び調整を行う。

イ 補完性の原則

団体にサービスの提供等を委ねる場合は、民間と同一の競争条件の下でサービス提供等の効率性、有効性などを評価したうえで、その適否を決定する。

ウ 事後的評価の原則

経営評価を重視し、評価に基づいた必要な指導及び助言を行う。

(指導及び調整等の事務分掌)

第4条 外郭団体等を所管する局等の長(以下「外郭団体等所管局長」という。)は、所管する団体に対し、前条に規定する関与の原則を踏まえ指導及び調整等を行う。

2 行財政局長は、外郭団体等所管局長による指導及び調整等に関する事務を統一的に行うため、必要な調整を行う。

3 行財政局長は、前項の事務のうち、特に重要な事項については、第12条第1項に規定する調整会議に付議するものとする。

(外郭団体に対する指導及び調整等)

第5条 外郭団体を所管する局長(以下「外郭団体所管局長」という。)は、第一種外郭団体及び第二種外郭団体に対し、当該外郭団体の運営に係る諸事項に関し、法令及び条例に定めるもののほか、次に掲げる事項について、指導及び調整等を行うものとする。

(1) 当該外郭団体と事前に協議することが必要な事項

- ア 合併又は解散
- イ 定款の変更
- ウ 組織の新設又は変更
- エ 役員的人事及び給与に関する規程の制定又は改廃
- オ 役員を選任又は解任
- カ 基本財産の増減
- キ 重要財産の取得又は処分
- ク 予算及び事業計画の作成又は変更
- ケ 決算報告及び事業報告
- コ 他の団体への出資等
- サ その他団体の運営に関する特に重要な事項

(2) 当該外郭団体から報告を受けることが必要な事項

- ア 事故報告
- イ 主要事業の執行状況
- ウ その他団体の運営に関する重要な事項

2 外郭団体所管局長は、第三種外郭団体に対し、当該外郭団体の運営に係る諸事項に関し、法令及び条例に定めるもののほか、次に掲げる事項について、指導及び調整等を行うものとする。

(1) 当該外郭団体と事前に協議が必要な事項

- ア 合併又は解散
- イ 定款の変更(軽微なものを除く。)
- ウ 代表者の選任又は解任
- エ その他団体の運営に関する特に重要な事項

(2) 当該外郭団体から報告が必要な事項

- ア 組織の新設又は変更
- イ 役員的人事及び給与に関する規程の制定又は改廃
- ウ 代表者以外の役員を選任又は解任
- エ 基本財産の増減
- オ 重要財産の取得又は処分
- カ 予算及び事業計画の作成又は変更
- キ 決算報告及び事業報告
- ク 事故報告
- ケ 他の団体への出資等
- コ その他団体の運営に関する重要な事項

3 外郭団体所管局長は、株式会社である外郭団体に対し、株主総会の議決権行使の対象とならない事項について、必要に応じて、株主としての立場から関与するものとする。

4 外郭団体所管局長は、外郭団体に対し、業務、出納について、必要に応じて、調査を行い、又は報告を求めるものとする。

(厳しい経営状況にある外郭団体に対する指導等)

第6条 外郭団体所管局長は、第12条第1項に規定する調整会議において厳しい経営状況にあると認められた外郭団体に対し、経営改善に関する計画の策定の指導、当該計画の監視等の特別な措置を行うものとする。

(関連団体に対する指導及び調整等)

第7条 関連団体を所管する局等の長は、所管する関連団体に対し、必要に応じて、指導及び調整等を行うものとする。

(行財政局長への協議)

第8条 外郭団体所管局長は、第5条第1項第1号ア、イ及びサ並びに第2項第1号ア、イ及びエに掲げる事項について、行財政局長に事前協議しなければならない。

(協議の処理)

第9条 前条の協議を受けた行財政局長は、軽微な事項である場合を除き、第12条第1項に規定する調整会議に付議したうへ、外郭団体所管局長に対して意見を述べる等必要な調整を行うものとする。

### 第3章 経営評価及び経営計画

(経営評価)

第10条 条例第12条第1項に規定する経営の評価は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 外郭団体所管局長は、外郭団体に対し、次に掲げる経営実績に関する資料の提出を求める。
  - ア 決算に関する資料
  - イ 経営計画に対する経営努力の結果に関する資料
  - ウ その他外郭団体所管局長が必要と認める資料
- (2) 外郭団体所管局長は、前号に掲げる資料等により経営実績評価を行い、その結果を行財政局長に報告する。
- (3) 行財政局長は、前号の規定により外郭団体所管局長が実施した経営実績評価の結果について、外郭団体所管局長と必要な調整を行ったうへで、調整会議に付議し、経営評価を確定する。
- (4) 外郭団体所管局長は、経営評価に基づき、所管する外郭団体を指導する。

(経営計画)

第11条 条例第12条第4項に規定する経営に関する計画は、次の各号に定めるところにより作成する。

- (1) 外郭団体所管局長は、外郭団体が前条第4号の指導内容を踏まえて作成した翌年度の経営計画案について、当該団体と必要な調整を行い、行財政局長に提出する。
- (2) 行財政局長は、翌年度の経営計画の作成に資するため、外郭団体所管局長に対して、中長期的な期間を対象とした経営計画案の作成を外郭団体に依頼するよう求めることができる。
- (3) 外郭団体所管局長は、前号により外郭団体が作成した中長期的な経営計画案について、当該団体と必要な調整を行い、行財政局長に提出する。
- (4) 行財政局長は、第1号及び第3号の経営計画案について、外郭団体所管局長と必要な調整を行ったうへで、内容に応じて調整会議に付議し、経営計画案に関する外郭団体への指導内容を確定する。
- (5) 外郭団体所管局長は、外郭団体に対し、前号の指導内容に基づき、必要な修正を行ったうへで

経営計画を確定させるよう指導する。

(6) 行財政局長は、確定した経営計画を公表するものとする。

#### 第4章 外郭団体総合調整会議の設置等

(外郭団体総合調整会議)

第12条 次条に掲げる事項について審議し、必要な調整等を行うため、京都市外郭団体総合調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は行財政局長とし、副委員長は行財政局しごとの仕方改革推進室長をもって充てる。
- 4 委員長は調整会議を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は次に掲げる者とする。
  - (1) 行財政局人事部長
  - (2) 総合企画局市長公室政策企画調整部長
  - (3) 条例第13条第1項に規定する外郭団体経営評価専門員
- 7 委員長は、必要に応じて、委員長が指名する者を臨時の委員とすることができる。
- 8 委員長は、委員以外の者を調整会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(調整会議の審議及び調整事項)

第13条 調整会議は、次の事項について審議し、必要な調整等を行う。

- (1) 外郭団体の指定に関すること。
- (2) 外郭団体に対する指導及び調整等に関する統一的なルールの設定又は改廃に関すること。
- (3) 外郭団体の設立及び出資に関すること。
- (4) 外郭団体の合併又は解散に関すること。
- (5) 外郭団体の定款の重要事項の変更に関すること。
- (6) 外郭団体所管局長等から報告された経営評価の結果等に関すること。
- (7) その他外郭団体等の運営に関して、委員長が特に重要と認めたこと。

#### 第5章 情報公開等

(経営状況等の公表)

第14条 行財政局長は、毎年度、外郭団体の組織運営、事業の執行状況、経営状況等を取りまとめて公表する。

(財務等の書類の閲覧)

第15条 外郭団体所管局長は、次の各号に掲げる書類について、所管する外郭団体(株式会社を除く。)に対し、主たる事務所に備え置き、閲覧に供するよう指導するとともに、本市情報公開コーナー等に備え置く。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿(社団法人のみ)
- (4) 役員の報酬及び退職金に関する規程
- (5) 事業報告書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表

- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

2 前項各号に掲げる書類を備え置く期間等は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる書類は、最新の情報を常時備えて置く。
- (2) 前項第5号から第8号までに掲げる書類は、当該事業年度終了後、原則として3箇月以内に備え、備えた日の年度から起算して5年間備えて置く。
- (3) 前項第9号及び第10号に掲げる書類は、当該事業年度の開始後、原則として3箇月以内に備え、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで備えて置く。

3 外郭団体所管局長は、所管する株式会社である外郭団体の財務等の書類について、前2項に規定する措置に準じる措置を講じるものとする。

(情報公開の推進及び個人情報の保護に係る指導)

第16条 外郭団体等所管局長は、本市の出資等の率が25パーセント以上で、かつ、本市が単独で筆頭の出資者である外郭団体等に対し、情報公開のための手続規程の整備等の情報公開の推進のために必要な措置及び個人情報の保護のための手続規程の整備等の個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう指導する。

## 第6章 守秘義務

(遵守事項)

第17条 外郭団体経営評価専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 外郭団体経営評価専門員は、その職の信用を傷つけ、または本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解嘱)

第18条 外郭団体経営評価専門員が本要綱に違反したときは、任期の途中であっても、市長の判断により解任することができる。

## 第7章 補則

(調整会議の庶務)

第19条 調整会議の庶務は、行財政局しごとの仕方改革推進室において行う。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。